

平成 29 年度 第 3 回八戸市協働のまちづくり推進委員会議事録

【日 時】平成 29 年 10 月 10 日（火）18 時 25 分から 20 時 15 分

【場 所】八戸市庁別館 7 階会議室 B

【出席委員】佐藤博幸委員長、齊藤綾美副委員長、江刺家一弘委員、
加藤宏明委員、小島慶喜委員、五戸保夫委員
※田頭順子委員欠席

【事務局】市民連携推進課 7 名

次第 1 開 会

（司会：事務局）

次第 2 委員長あいさつ

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

本日の案件は、「協働のまちづくり施策の進捗状況及び今後の方向性について」です。

進め方についてですが、別紙 2 の「協働のまちづくり施策 平成 29 年度進捗状況シート」1 ページをお開きください。

事業シートの目次の分野ごとに、事務局の説明の後に、各委員からご意見をいただくという流れで行います

「I 市民活動関連事業」は 9 事業と多いので、No. 1 から No. 6 までと No. 7 から No. 9 の 2 つに分けたいと思います。

では、「I 市民活動関連事業」No. 1 から No. 6 について、事務局より説明をお願いいたします。

次第 3 案件「協働のまちづくり施策の進捗状況及び今後の方向性について」

別紙 2 平成 29 年度進捗状況シート No.1～6 についての意見交換

■事務局

別紙 2 平成 29 年度 進捗状況シート No.1～6 について説明。

No.1 「元気な八戸づくり」市民奨励金

■委員

- ・平成 28 年度の決算見込みは 1,681,000 円とあります。また、今年度の予算が 3,235,000 円とありますが、平成 28 年度の当初予算を教えてください。

■事務局

- ・平成 29 年度と同じです。
- ・予算額として同じ分を準備はしております。平成 28 年度の採択となるところに対して交付した額が決算額です。今年度も同じ額を準備しておりましたが、残念ながら予算額に達していないという状況です。

■委員長

- ・予算額は毎年同じですか。

■事務局

- ・そうです。今のところ維持しています。

■委員長

- ・残ったら残った分が増えていくということではないのですか。

■事務局

- ・その繰り越しのようなものはありません。市役所は単年度性なので今年度の分は今年度限りとなっております。

■委員

- ・予算を消化できなかった場合、翌年度の予算編成のときに減額されるという話を聞くのですが、これらもそういう対象になりますか。

■事務局

- ・減額される対象になり得ると思います。その点からも、予算額は維持したいので、まずは、市民の皆さんにこういう制度があるということを知っていただきたい、当制度をもっと御活用いただきたいと考えており、説明会を実施するなど周知を見直すものです。

■委員長

- ・前回の選考の際協議した新規や拡充を求めることが影響しているのではないのでしょうか。

■事務局

- ・新規や拡充というところを求めるということが、団体の皆様にとっては大変な面はあると思います。ただ対象事業を継続事業に広げてしまうと、奨励金を経常収入として組み込まれてしまうため、団体の自立というものが促せないと思います。このことから、やはり、新規または拡充という条件が必要だと考えております。ただし、その新規、拡充については、どういった点を新規または拡充と捉えるかというところは考えていく必要があると思います。

■委員長

- ・審査するほうの気持ちの問題もあるかと思います。何回も出てくると、何となく順位が下がるといった傾向があるかもしれません。

■事務局

- ・新規性や拡充性というものがあれば、審査基準に基づき、審査していただきたいと思います。ただし、当奨励金制度は、団体の自立も目的としており、協働のパートナーとなり得る団体の成長のための制度でありますので、審査会の中で、団体の皆様に対し、自主財源の確保などを検討し、自立を促す方向でお話していただければと思います。団体のやろうとしている気持ちは大事にすべきだと考えております。

No.2「元気な八戸づくり」市民提案制度

■委員長

- ・八戸市市制施行 88 周年記念事業の「子ども会の日市民ラジオ体操祭」についてですが、子ども会を中心にやった為、子ども会がない地域では、何の連絡もなかったり、学校は関与しない地域もあったようです。平日の 8 時に親が行けるのかというのもあったと思う。

■事務局

- ・夏休み中でも学校の先生がすごく熱心なところは出校日にしてくださるところもありました。子ども会が主催だったので、子ども会があるところとないところはかなり差があったようでした。

■委員

- ・うちの地域では公園でやりましたが大人と子どもが半々くらいでした。夏休みも行っていきます。健康意識も高まります。

■事務局

- ・新聞に掲載されている柏崎小学校では 8 時 8 分スタートで「8」にこだわった時間としていただきましたが、学校によっては保護者の出勤前の 6 時頃であったり、学校の行事として 9 時頃だったり開催時間も異なっていたようでした。

No.3 市民活動サポートセンターの運営

■委員

- ・現在、市民活動サポートセンターふれあいセンターわいぐ（以下、「わいぐ」という。）の登録団体がワークステーションを利用できるようになっています。現在の利用状況を見ると、決算期にはボランティア団体等の決算資料作成などで利用率も高いのですが、その他の時期は比較的落ち着いた状況です。以前、わいぐの職員に尋ねると、登録団体に町内会も含めるとボランティア団体の利用者の方にご迷惑をかけるので遠慮してもらっていると話していました。
- ・市民活動保険制度を検討されるということですが、町内会活動をボランティア活動としてみるという解釈で、お聞きします。町内会活動のわいぐの登録について前向きに検討していただけるのでしょうか。町内会活動を保険では対象とするとしておき、市民活動サポートセンターでは別な取扱いをするというその辺りの整合性はどうかお考えでしょうか。

■事務局

- ・今、委員からお話があったとおり、町内会には様々なボランティア活動を行っていただいておりますが、他の市民活動団体の活動に支障をきたすことが懸念されることから登録を受けておりません。ただ、印刷機の使用については、現在、各地区公民館において無料で使用できるようになっているので、ボランティア団体の活動への懸念事項についてはクリアされていると思っています。集会等の場所としての機能では、各町内会にあるでしょうし、根城まで来るかというとならないかもしれませんが、補助金やその他支援制度等の情

報発信、情報提供という部分については各町内会にも御活用いただけたと考えております。また、町内会と市民活動団体がお互いの活動を知ること、相互理解や交流が図られ、連携や協働に繋がる可能性もあると考えます。そういった部分についても、今後、指定管理者と協議し検討してまいりたいと考えています。

■ 委員

- ・おっしゃるとおり、印刷などが公民館において無料でできるようになり、助かっていると思います。
- ・私もかつて籍を置いていたのですが、登録団体は増加をしていると思います。ただし、活動や利用状況を見ていると、登録にはなったけれどもボランティア団体と言えるのか、営利目的として登録をしているのではないかという団体が一部見受けられます。一度登録すると団体から申し出がない限り、抹消は非常に難しいと思います。その為、登録時の審査や基準を再度検討する必要があると思います。
- ・そして、登録はしたけれども、団体としてほとんど活動が見られない、休眠状態にある団体もあると思いますので、登録団体の整理が必要だと思います。

■ 委員長

- ・一定の期間での更新はあるのですか。

■ 委員

- ・毎年更新しています。

■ 委員長

- ・活動がほとんどなくても更新されるからということですよ。

■ 委員

- ・活動実績の報告を求めるということは無理なのですか。

■ 事務局

- ・団体に聞くとやる気はあるけれども今は事情があって活動できないなどの事情があるかもしれません。市民活動サポートセンターは、支援・サポートすることが主眼です。行政みたいに「報告書を提出しなさい」、「何しなさい」というところではないので、報告書の提出を求めるのは難しいと考えます。

■ 委員

- ・そうですね。場を提供するところだと思います。

■ 事務局

- ・複数年、更新の督促にも応じず、更新手続きをしない団体については、職権で登録抹消できることとしております。
- ・ただ、実際動きがない団体でも、その更新時期に少なくとも更新の書類等を出していただければ、活動の意志はあるという状況であると思います。
- ・営利、非営利というところでは、最近だとコミュニティビジネスなどもあり、今お話があった中で営利ばかりを目的にしているような団体ももしかしたらあるのかもしれませんが、わいぐ開設当初とは、市民活動の中身も変わってきて、判断が難しくなっているというところはあります。その点も含めて、登録の基準や登録手続きの確認事項の見直しなどについて、検討の必要があるのか検討したいと思います。

■ 委員

- ・確かに登録して活動してみたけれども、なかなか難しく大変だとい
うところで活動が停滞している団体もあるわけですから。

■ 事務局

- ・始めるときには熱意があっても活動する中で、分裂や代表の交替など
継続することの難しさもあるのかもしれないです。

No.4 ボランティア活動支援補助金の交付

■ 委員

- ・町内会によってはイベントの際は行事保険、草刈りの場合は傷害保険
とに分けて加入しています。傷害保険をかければ保険料も高くなり、
名簿の登録も必要です。行事保険の場合、事故があったときに名簿を
提出すればすみます。傷害保険が適用される場合の審査も厳しいです。
草刈り機を使用した場合も市民活動保険は適用になるのですか。

■ 事務局

- ・車両のように自走するタイプになると対象となりませんが、手動で行
うタイプの草刈り機の使用は対象となります。ボランティア活動と概
ね同じ内容で補償されると思っていただいて大丈夫だと思います。

No.6 災害ボランティアネットワーク事業

■ 委員

- ・例年、市の総合防災訓練が行われており、また、災害が頻発している
中で、マニュアルの見直しが勧められていると思うのですが、その中
身やどのような形の見直しがされているのか、分かれば情報提供して
もらいたいです。

■ 事務局

- ・総合防災訓練を実施した際に、災害ボランティアに従事する方がすぐ
実践できるようなマニュアルを目指し、10月18日に集まりマニユア
ルの改訂を検討していこうということになっています。

■ 委員長

- ・災害ボランティアネットワークは社会福祉協議会が中心ですか。町内
会は加入していないのですか。

■ 事務局

- ・大災害発生時に災害ボランティアセンターを総合福祉会館に開設する
ものです。構成団体は、市民ボランティアサークル「いのちの輪」、
民生委員児童委員協議会、国際交流協会、アマチュア無線奉仕団、ボ
ランティア連絡協議会、青年会議所、災害ボランティアコーディネー
ター連絡協議会、社会福祉協議会と八戸市という構成団体です。町内
会は加入しておりません。

■ 委員長

- ・総合防災訓練は町内会を中心にやっていますよね。

■ 事務局

- ・そうです。町内会等はモデル地域として、地域の方々、連合町内会の

方々に御協力をいただいております。そのほかに各団体、警察、消防、自衛隊、インフラを提供している東北電力やN T Tなども入っています。それと同じような立場で災害ボランティアとして訓練しております。

■委員長

- ・東日本大震災の時、多賀地区では自主的に復旧作業をしようとしている中、突然、ボランティアが来て受け入れに困った経験があります。町内会との調整や連絡等の連携についても検討していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

■委員

- ・町内会単位で防災組織を持っているところもあるのですが、大体が連合町内会単位になっていると思います。経験がないのでなんともいえません。

■委員

- ・ボランティアが必要になった場合に、協力してもらえるボランティアを集めていくものですか。

■事務局

- ・災害ボランティアセンターを設置する想定は大災害です。東日本大震災の時のように被害地域の自主防災を越えるものになると思います。そうすると、行政だけでは間に合わないので、他都市からの応援も入ってくるようになります。応援したい人と助けてもらいたい人をコーディネートするのが災害ボランティアセンターの役割です。地域については、住民の方々が情報なども持っていらっしゃるので、地域の中で見ていただきながら、連携していくことを目指しています。

■委員長

- ・そういうことであれば、連合町内会連絡協議会と災害ボランティアセンターの連携を検討したほうがいいと思います。

■事務局

- ・災害時にはそれぞれの地域性など諸事情も踏まえつつ、外に対して応援をお願いすることも必要になると思います。その連携についてもこれから考えていく必要があると思います。
- ・災害ボランティアネットワークは、東日本大震災の半年前に、当ネットワークが必要であるという考えから、マニュアルなどを検討していましたが、その矢先に東日本大震災が発生し、すぐ実践することになりました。そこでの実績やその後の総合防災訓練の都度、課題を訓練などに反映させてはきたのですが、マニュアルの見直しにはなかなか手が付けられていませんでした。今回は、これまでの実績やデータを踏まえ、見直しをすることができるとなったことから見直しに着手することとなりました。地域との連携については、今後必要とされることから課題としたいと思います。

■委員長

- ・次のNo. 7 からNo. 9 について、事務局からお願いします。

別紙2 平成29年度進捗状況シートNo.7～9についての意見交換

■事務局

別紙2 平成29年度 進捗状況シートNo.7～9について説明。

No.8 高校生地域づくり実践プロジェクト

■委員

- ・大変いい事業だと思います。最初は、教員が主導になったとしても、高校生が地域と関わる活動をしているということは、後々大人になったとき、やはり八戸に戻って来ようかなど、あのとき意味があったと感じられると思います。1つ聞きたかったのは現時点で何人応募がありましたか。

■事務局

- ・一般の方からは今まだ7、8人くらいというところですが。高校には文書を送り、助成金を交付した学校へは、事業の実施状況などの取材の際に、改めて校長先生方に依頼しております。これからもっと周知して参りたいと思います。現時点での高校生の申し込みはありません。

■委員

- ・いろんな高校生に参加してもらい和気藹々とした話し合いになるといいですね。

■事務局

- ・学校を超えてやってもらえればいいと考えています。

■委員

- ・いろんな高校から集まってほしいです。1つの学校だけがやる気で、何十人を送り込んでもおもしろくないと思います。身内ではなくて、知らない人と話すという機会としたいと思っています。

■委員長

- ・大学生でもいいのですか。

■事務局

- ・はい、大丈夫です。

別紙2 平成29年度進捗状況シートNo.10～13についての意見交換

■事務局

別紙2 平成29年度 進捗状況シートNo.10～13について説明。

No.10 地域担当職員制度

■委員

- ・No.10の地域担当職員制度、決算見込額が107万2,000円。何の費用ですか。

■事務局

- ・主なものは、時間外手当です。

■ 委員

- ・我々が夜間や休日にお呼びするからですね。

■ 事務局

- ・地域の会議は夜間であったり、休日が多いですので、時間外手当が支給となります。ただ、地域に入り、実情というものを知る、勉強することも大事な機会だと考えており、こちらから出席をお願いしているところもございます。

■ 委員長

- ・日中は出席できないのですか。

■ 事務局

- ・日中であっても、所属長の承諾と通常業務に支障のない範囲で出席可能です。そもそも町内会などの集まりがやはり、皆さんお仕事があって、お休みやお仕事のあとに集まられていらっしゃると思いますので、夜間、休日に出席することが多くなるのは当然と考えております。

No.11 「地域の底力」実践プロジェクト促進事業

■ 委員

- ・No.11の事業の対象は主に地域ですよ。

■ 事務局

- ・事業主体としては、連合町内会単位で募集をしております。2つ以上の連合町内会が連携して応募することも可能となっております。

■ 委員

- ・先ほど、「元気な八戸づくり」市民奨励金制度の応募件数が減ってきているとお話されていましたが、一部こちらに流れているのではないのでしょうか。

■ 事務局

- ・「地域の底力」実践プロジェクト促進事業ですが、1年目は会議を重ねるということで設定しているのですけれども、大まかな方向性が決まっていれば詳細まで決まっていなくても応募できるという事業となっております。こちらは地域の課題としてこういうものがあるという認識している、または、地域に歴史・観光資源があり、活用を考えているけれども、どのように動き出したらいいかわからないという地域を後押し、1年目検討重ねていただいているところです。そのため、事業内容も様々幅広くなっております。

■ 委員

- ・地域としては、「地域の底力」実践プロジェクト促進事業のほうがやりやすいのではないのでしょうか。奨励金のほうがもっと主体的に決まらないといけない。

■ 委員長

- ・予算的にも一緒でしょうか

■ 事務局

- ・同じです。50万円を上限で8割補助です。

■ 委員

- ・ No.12 の平成 29 年度の取組みの見直しのところに、防災活動に加えて防犯活動も対象にしたい、防犯灯の定期点検という項目もあります。先日の市の説明会で、防犯は、1～2年の間に市が全基無償で引き受け、LED照明に切り替えるとのことでしたが、市の所有、管理となる防犯灯の定期点検をこの加算対象になるのでしょうか。

■ 事務局

- ・ 委員がお話しいただいた件については、現在、町内会で所有されている防犯灯を市に寄附していただき、LED化し、市で管理するものです。加算対象となっている防犯灯の定期点検は、実際に危険なところがないか、暗いところがないかなど、地域の方々が安心、安全な生活を送るため率先して点検・確認していただいている活動です。所有や管理しているからというわけではなく、その活動そのものに市が支援をさせていただくということで対象となると考えております。

■ 委員

- ・ 安心、安全活動の対象になるという具体的な例示や説明がありますか。

■ 事務局

- ・ 今までと同じような形にはなりますが、活動例を提示いたします。

■ 委員

- ・ 例えば防災等については地域で主催する避難活動の写真や報告書があれば、それをもって替えることができるということですか。

■ 事務局

- ・ そちらでも構いませんし、活動記録という様式もございますので、それらを御提出していただければ大丈夫です。

■ 委員

- ・ 防犯もそういう形になるのですね。

■ 事務局

- ・ 現在も同様の取扱いですが、いつからいつまで定期点検を実施したという記録を提出いただくこととなっております。

■ 委員長

- ・ 455 団体というものは、町内会全部ではないのですか。

■ 事務局

- ・ 全町内会ではありません。平成 28 年度当初ですと 469 町内会、自治会がございました。その内の 455 ですから、9 割と少しということです。

■ 委員長

- ・ 申請していない町内会もありますか。

■ 事務局

- ・ なるべく申請していただくようお声がけをさせていただいているところなのですが、例えば「商店街の中の町内会だと商店街が中心になっているから」、「規模が小さくて、町内会費で最低限のことはやっているけれども、主だった活動ができていないので」といった理由から申請しない町内会がいくつかございます。ただ、町内会として活動さ

れているわけですから、御申請くださるよう、これからも引き続きお声がけをしていこうと思っております。

■ 委員長

- ・わかりました。よろしいでしょうか。No.14 から 17 に行きます。

別紙 2 平成 29 年度進捗状況シート No.14～17 についての意見交換

■ 事務局

別紙 2 平成 29 年度進捗状況シート No.14～17 について説明。

No.17 協働のまちづくり推進基金の運用

■ 委員長

- ・基金ですが、年末になれば寄附が増えてくるものですか。

■ 事務局

- ・そうですね。ふるさと寄附金の制度になっております。企業、個人とも税金の関係から年末に増えてきます。

■ 委員長

- ・使途は選べるのでしょうか。

■ 事務局

- ・選ぶことができます。現在、寄附充当事業は 40 件ほどございます。

■ 委員長

- ・なければ、以上で本日の案件は全て終了しますので、最後にその他です。事務局よりお願いいたします。

次第 4 その他

■ 事務局

- ・今後の委員会のスケジュールについて
 - 平成 30 年 1 月から 2 月 「元気な八戸づくり」市民奨励金募集
 - 平成 30 年 3 月 第 4 回協働のまちづくり推進委員会
(案件：平成 30 年度市民奨励金応募事業書類審査会)

次第 5 閉 会

(司会：事務局)